

組合 Q & A

脱退した企業の理事の地位

組合を脱退したら、その企業から選出されている理事は退任になるのか。

組合員企業が組合を脱退したら、その会社から出ている理事は理事資格喪失により退任するか、組合員外の理事になります。

理事には残任義務があるから脱退しても後任の理事が決まるまでは辞められない、という人がいますがそれは間違いです。脱退の場合には残任義務はありません。理事の残任義務は任期満了と辞任の場合のみ適用されますから、脱退による理事資格喪失には残任義務はないのです。しかし、組合員外の理事＝員外理事として残る可能性はあります。

組合の理事には二つのタイプがあります。一つは組合員から選ばれた理事＝正規理事、もう一つは組合員外から選ばれた理事＝員外理事です。組合の定款には、員外

理事を認める規定と認めない規定があります。

理事を組合員の中から選ぶ規定の組合では、脱退は即、理事退任を意味します。一方、理事を組合員以外の者＝「員外理事」でもよいとしている組合では、脱退後の理事の身分は次の二つの見解に分かれます。

① 員外理事として残る

「員外理事」の人数に余裕があれば、組合を脱退しても員外理事として残る、とする見解があります。この解釈の組合は多いようです。員外理事の枠がいっぱいの場合は無理ですが、枠に余裕があれば理事に残れないことはありません。退任により理事の定数割れになる場合などは、員外理事として残す解釈が実務的には便利です。

② 退任する

組合員から選ばれた理事は、脱退したら理事ではなくなるとする見解もあります。この解釈が理想的だと思います。

員外理事は選挙の段階で外部の知見を得ることや実務に専従できることを意図（※）して選んでいる、だから、脱退した者を員外理事に残すべきではない、というこ

とです。

この解釈がなぜ理想かというと、除名のときに理事の地位を剥奪できるからです。①の説を採ると、除名した組合員企業の社長も員外理事に残ることになります。理事になるのは個人ですから法人が除名になっても、理事を解任されるわけではないという解釈が成り立つのです。そのため①説だと、除名された組合員企業の社長が、員外理事としての身分を主張してきた場合、否定するのが難しいのです。

極論だと言われそうですが、理事の定数割れを防ぐためには①説が便利ですが、正しいのは②説だと考えます。

ポイント

★理事資格喪失には残任義務がない

中小企業組合理事のための Q & A

「清水透著・2010年5月25日（新訂）第1版第1刷発行」より転載。

● ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トッパページ▽中央会の出版刊行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q: 基準及び原則に関する正誤問題です。

【第1問】中小企業組合における相互扶助とは、単独では不足する経営資源を協同の組織により相互に補充することを基本理念とする助け合いのことである。

【第2問】組合は、理事も、組合員も、総会の議決権・選挙権は1人1票である。

【第3問】組合が共同施設建設のために借入をする際に、連帯保証した理事であつても総会の議決権・選挙権は1人1票である。

【第4問】組合員が、組合の資本を維持するために、脱退者の持分を引き受けた場合には、総会において2票の議決権が与えられる。

【第5問】組合の剰余金の配当は、出資に基づいて行わなければならない。

《解答》【第1問】○【第2問】○【第3問】○【第4問】×（議決権・選挙権はいかなる場合にも、1組合員1票である（協業組合を除く）。この権利を組合員から剥奪することもできないし、多く与えることも許されない。）【第5問】×（剰余金を、出資に基づき配当する場合は、法律の制限がある。組合では剰余金は事業を利用した組合員から手数料を取り過ぎたために生じたものと考えられ、主に、事業を利用した分量に応じて配当するのが原則である。）